

# 審 査 請 求 書

平成25年 月 日

名古屋市長 河村 たかし 殿

審査請求人

住所 名古屋市△△区△△町1番地

成年被後見人 後見 太郎 (X歳)

上記審査請求人法定代理人 (送達受取人)

住所 愛知県一宮市△△町字△△1番地

(送達場所 愛知県一宮市大浜二丁目2番32号 はやし司法書士事務所)

後見太郎 成年後見人 林 徹 (司法書士)

電 話 0586-25-5720

FAX 0586-25-5721

次のとおり審査請求をします。

## 1 審査請求にかかる処分

平成25年10月1日付で名古屋市〇〇〇〇市税事務所長が審査請求人に対しおこなった、平成25年度市民税・県民税額の決定及びその納付を命じる処分

## 2 審査請求にかかる処分があったことを知った年月日

平成25年10月2日

### 3 処分庁の教示の有無及びその内容

別紙「平成25年10月1日付平成25年度市民税・県民税納税通知書兼税額決定通知書」裏面に記載有り

### 4 審査請求の趣旨

平成25年10月1日付で名古屋市〇〇〇〇市税事務所長が審査請求人に対しおこなった、平成25年度市民税・県民税額の決定及処分を取り消すとの裁決を求める

### 5 審査請求の理由

(1) 審査請求人後見太郎は、認知症の悪化により常に事理を弁識する能力を欠く状態となったため、名古屋家庭裁判所〇〇支部により成年後見開始の審判を受け、当該審判は平成××年××月××日に確定し、現在に至っております。

後見太郎の法定代理人林徹は、審査請求人後見太郎の後見開始時よりその成年後見人を務める司法書士です。

(2) 所得税法上、「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者」は特別障害者とされ（所得税法2①二十九、所得税法施行令10②一）、居住者が特別障害者である場合には、40万円の障害者控除が認められています（所得税法79）。

この「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者」について、所得税法に特段の定義はなく、民法第7条に定める「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者」と同一の用語を用いていることから、家庭裁判所が「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者」として後見開始の審判をした場合には、所得税法上も、成年被後見人は「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者」に該当し、障害者控除の対象となる特別障害者に該当すると考えられます。

なお、後見開始の審判の事実は、後見登記事項証明書により確認することができます。

(3) この点につき、名古屋国税局が一般社団法人静岡県社会福祉士会からの照会に対し、平成24年8月31日付で、成年被後見人として家庭裁判所の審判を受けた者は、所得税法上、特別障害者控除の対象者に該当する旨の文書回答を正式にしており、当該文書回答は国税庁HPにおいても一般に公表されております。

事実、審査請求人後見太郎についても、平成24年度分所得税確定申告は申告書に後見登記事項証明書を添付することで特別障害者に該当することを立証し、40万円の特別障害者控除を受けました。

(4) 他方で、地方税法上も、「精神上的障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者」は特別障害者とされ（地税法23①九、34①六、292①九、314の2①六、地方税法施行令7一、7の15の7一、46、48の7②）、特別障害者である場合には、30万円の障害者控除が認められています（地方税法34①六、314の2①六）。

この地方税法上の「精神上的障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者」についても、地方税法上に独自の定義が存在するわけではなく、所得税法におけるそれと同じく民法第7条に定める「精神上的障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者」と同一の用語を用いていることから、市民税・県民税の課税においても、成年被後見人として家庭裁判所の審判を受けた者は、当然に特別障害者控除の対象者に該当するはずであり、これと異なる市民税・県民税の課税処分には合理的な理由がありません。

(5) ところが、平成25年6月3日付で名古屋市〇〇〇〇市税事務所長が審査請求人後見太郎に対しおこなった、平成25年度市民税・県民税額の決定では、いったん審査請求人後見太郎に対する30万円の特別障害者控除を認めていたにもかかわらず、平成25年10月1日付の決定書において何の理由も示されないままこれが不当に変更され、審査請求人後見太郎に26万円の通常の障害者控除しか認めず、過度に市民税・県民税額を課すものとなっております。

(6) 以上のとおり、名古屋市〇〇〇〇市税事務所長の処分は、成年後見制度への無理

解に端を發する、また名古屋国税局の公式見解とも相違した誤った処分であることは明らかですので、平成25年10月1日付で名古屋市〇〇〇〇市税事務所長が審査請求人後見太郎に対しおこなった、平成25年度市民税・県民税額の決定処分を取り消す旨の裁決を求めます。

#### 添付書類

審査請求書副本

平成25年10月1日付平成25年度市民税・県民税納税通知書兼税額決定通知書

平成25年6月3日付平成25年度市民税・県民税納税通知書兼税額決定通知書

成年被後見人の特別障害者控除の適用について（名古屋国税局文書回答）

後見登記事項証明書（兼 代理権限証書）